

[令和3年第2回定例会]

宗 像 市 議 会 一 般 質 問

日 程		発言順	議員氏名	発 言 の 項 目
6月15日(火)	午前	1	安部 芳英	1 農業の抱える課題について 2 経済対策について
		2	伊達 正信	1 子どもの育ちに関わる、家庭・学校・社会の果たす役割について 2 大島の観光による活性化について
	午後	3	北崎 正則	1 宗像の教育の充実を図るために 2 宗像の小中一貫教育は大丈夫なのか 3 洋上風力発電設置による漁業への影響はpart 2
		4	石田 和代志	1 これからの農業振興について 2 消防団員の減少について
		5	岩岡 良	1 脱コロナに向けたワクチン接種と側面支援について 2 市職員の人材育成について 3 市民に対する情報発信の強化を
6月16日(水)	午前	6	笠井 香奈枝	1 コロナ禍での災害対策について 2 ヤングケアラーの早急な支援を
		7	小林 栄二	1 稼ぐ力の強化で希望の光を 2 ため池の適正管理と防災について
	午後	8	岡本 陽子	1 医療的ケア児、家族に適切な支援を 2 障がい者紙おむつ支給に対する見直しを 3 市内小中学校教職員が働きやすい環境整備を
		9	吉田 剛	1 宗像ならではのグローバル人材育成は
6月17日(木)	午前	10	石松 和敏	1 空き家等対策の具体的な取組を
		11	石松 修	1 キャッシュレス決済の導入について
	午後	12	上野 崇之	1 想いと課題を伝え、持続可能な社会につなぐ教育を 2 「色のバリアフリー」化について
		13	福田 昭彦	1 日の里地区へのオンデマンドバスの導入について
		14	川内 亮	1 新型コロナワクチン接種について 2 G I G Aスクールについて 3 行政サービスの向上について
15	井浦 潤也	1 宗像市の未来の姿は 2 通学路の安全な環境を目指して		
6月18日(金)	午前	16	新留 久味子	1 コロナ禍での本市の「生理の貧困」対策を求める 2 安心安全な特別支援学校の設置を
		17	末吉 孝	1 新型コロナから市民の命と健康を守るために 2 緊急事態宣言下の公共施設利用について

【質問者数：17人、質問項目：34項目】

一人あたりの質問時間は答弁を含めて最大55分です。

一般質問は通告制です。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（12）番 安部 芳英

以下のとおり通告します。

発言順	1	受領日時	令和3年5月11日 8時30分
項目1	農業の抱える課題について		
テロップ	農業の抱える課題について		
	(1) 農地の維持管理、耕作放棄地の現状把握について		
	①令和元年第3回定例会の一般質問で、農業における後継者不足や耕作放棄地の問題解決策について質問した。農業委員会と連携しながら後継者の確認、農地中間管理事業、農地の維持管理や農作業代行事業などを紹介していくとの回答があったが、その後の進捗は。また、新たな課題はあるか。		
	②市民、農家、農業委員会、市、農業活性化機構、JAむなかたのそれぞれの役割をより明確にし、課題を共有しやすくする工夫が必要ではないか。		
	(2) 環境配慮型農業の推進について		
	①令和2年第1回定例会の一般質問で、養蜂について質問した。市内養蜂家の意見を聞き、国や県による支援の情報を収集した上で農業委員会に提案するとの回答だったがその後の進捗は。		
	②令和3年2月に農林水産省生産局園芸作物課より、「農業分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢」の公表がなされたが、これに関する本市の見解は。		
項目2	経済対策について		
テロップ	経済対策について		
	(1) 平成29年第4回定例会の一般質問における定住化に関する質問について		
	①駅など中心拠点地域のインフラ整備の必要性に関する質問に対し、ふさわしいインフラ整備等を進め、まちなか居住を推進する必要性を認める回答だった。また、家賃補助と比べ不動産事業者などへ直接的に誘致インセンティブを付与する必要性に関する質問に対しては、家賃補助制度の見直しを含めて検討を行うとの回答だった。それらについて、その後の進捗は。		
	②竹の再利用、海岸漂着ごみ等、本市の課題解決につながる分野の起業や研究機関にインセンティブを設けて誘致する必要性を質問した。個人事業主のスタートアップ支援の在り方について検討したいとの回答だったが、その後の進捗は。		
	(2) 域内消費と域内循環のさらなる推進のために、本市の事業を受注する業者や補助を受ける市民及び各種団体に対して、地元での資材調達等を誘導する施策を検討できないか。		
	(3) 平成30年第1回及び第2回定例会の一般質問における多文化共生に関する質問について		
	①多文化共生の取組について、先進自治体の取組を参考にしながら研究し、また、宗像市国際交流指針の見直しも視野に入れて整理をするとの回答だったが、その後の進捗は。		
	②人材の確保が困難となってきた分野において、他国間と人材育成のパートナーシップ協定を締結し、外国人留学生の研修を受け入れる仕組みを作り、多文化共生社会を推進すべきと考えるが、本市の見解は。		
	(4) 令和2年第1回定例会の一般質問における防災食の開発と連携協定に関する質問について、防災食が備蓄されるところまでの考えをもって企業連携、企業へのアプローチに努めたいとの回答だったが、その後の進捗は。		
	(5) 宅配BOXを普及促進することによって、再配達がなくなることによる市内物流の効率化、市内物流に携わる市民の所得の向上、受け取る側の市民の利便性の向上を図り、併せて二酸化炭素の削減、その効果などによる環境意識の啓発や、接触を避けることによる新型コロナウイルス感染症対策にもつなげることができないか。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（15）番 伊達 正信

以下のとおり通告します。

発言順	2	受領日時	令和3年5月11日 8時30分
項目1	子どもの育ちに関わる、家庭・学校・社会の果たす役割について		
テロップ	子どもの成長過程に想う		
	<p>私が小・中学生の頃の子育ては、両親ともに日々の暮らしに追われ、愛情は受けて育つものの、げんこつなどは当たり前の時代であった。時代とともに子育ての様子も随分と変化してきたが、子育ての基本は和合の心をもった家庭愛和にあると考える。「三つ子の魂百まで」ということわざが示すように幼児期における家庭教育は、その後の子どもの生き方に大きな影響を及ぼすと考えられる。しかし、家庭教育力の低下が問われる時代、幼児教育・学校教育の果たす役割に加え、社会全体で子どもを育てることの重要性を感じる。子育てしやすい環境を整え、社会の宝である子どもたちがすくすくと育つようお願い、以下について質問する。</p> <p>(1) 幼児期について</p> <p>①家庭教育力の低下が指摘されているが、その原因をどのように捉えているか。</p> <p>②市長のマニフェストの中で「子どもを産み育てたいと思うまちにしたい。特に女性の働く環境づくりを切り開きたい。」とあった。昨今、女性のひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭の経済基盤の弱さが子育て環境の悪化につながっているのではないかと危惧する。市長の見解は。</p> <p>(2) 小・中・義務教育学校について</p> <p>①義務教育学校「大島学園」で行われている小規模校の有利性を生かした、「個人カルテ」の活用状況は。</p> <p>②全国的に不登校の児童・生徒が増加傾向にあるが、本市の現状は。</p> <p>③全国的に特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加が顕著であると思うが、本市の現状は。</p> <p>④コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）において、「地域とともにある学校づくり」を進める上で教育委員会の基本的な考えを伺う。</p>		
項目2	大島の観光による活性化について		
テロップ	大島の観光による活性化について		
	<p>平成29年7月に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界文化遺産として登録された直後は、大島交流館のオープン等もあり、観光客も急増したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、観光客は減少傾向にある。そこでアフターコロナ時代を見据え、以下のことを質問する。</p> <p>(1) 沖ノ島の灯台は、以前国産初の一等レンズを備えていた。その歴史的に価値あるレンズが宗像を離れ、千葉県の大吠埼灯台の灯台資料展示館に展示され、訪れる観光客の人気を博していると聞く。その価値は計り知れないものがあり、観光資源としては超一級品とを感じるが、呼び戻すには相当な困難があるものと考えられる。そこで、その雄姿を観光資源として活用するため、パネル等で大島交流館に展示することで、大島のにぎわい創出につなげられないか。</p> <p>(2) 宗像の特産水産物としてアワビの種苗の放流がなされているところだが、大島にはアワビの中間育成施設があり、6月から翌年の3月まで育成がなされている。他の自治体で、フグの養殖やサザエの養殖場等を視察したが、胸躍る気持ちとなり、本市における養殖事業構想の夢が広がる。このアワビの中間育成施設は、もし見学可能ともなれば観光客の心を捉えると考える。大島観光の目玉とできないか。</p>		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（14）番 北崎 正則

以下のとおり通告します。

発言順	3	受領日時	令和3年5月12日 16時45分
項目1	宗像の教育の充実を図るために		
テロップ	宗像の教育の充実を図るために		
	<p>今、教育現場では、団塊世代の退職に伴い若年教師の割合が増えており、ある意味では職場に若いエネルギーがあふれているといえる。しかし、特別支援学級の急増や教員の育児休業など様々な要因が重なり、ここ数年、正規教員や育休代替などの非正規教員が不足している実態がある。特に今年度の教員不足は、本市の教育を充実させていく上で大きな弊害になってきていると考える。</p> <p>そこで、教員不足について、以下のとおり伺う。</p> <p>(1) 今年度の本市の現状とその対応は。</p> <p>(2) 今後予想される教員不足に対して、どのような手立てが考えられるか。</p>		
項目2	宗像の小中一貫教育は大丈夫なのか		
テロップ	小中一貫教育は大丈夫なのか		
	<p>本市が平成18年度（2006年度）に小中一貫教育を導入して15年が経過した。また、子どもたちの健やかな成長のため、いわゆる中1ギャップや小1プロブレムの解消などに取り組んできた。しかし、子どもたちを取り巻く環境、特に新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境は大きく変化しており、教育の在り方について改めて見直さなければならないと考える。</p> <p>そこで、小中一貫教育等について、以下のとおり伺う。</p> <p>(1) 本市における小中一貫教育の進捗状況と課題は。</p> <p>(2) 本市における不登校児童・生徒の実態とその対応は。</p> <p>(3) 小1プロブレムの解消のための保・幼・小連携の進捗状況と課題は。</p>		
項目3	洋上風力発電設置による漁業への影響は part 2		
テロップ	洋上風力発電の漁業への影響は		
	<p>令和元年9月の定例会で、北九州市白島沖にある洋上風力発電について、漁業者の操業弊害になるのではないかと危惧し一般質問を行ったが、北九州市では現在も洋上風力関連産業の集積を目指して様々な事業が進められている。</p> <p>また、これとは別に、本年4月には福岡県総合政策課エネルギー政策室が、関係団体に対して再エネ海域利用法の概要と県の取組に関する説明会を開催しており、本市の漁業に及ぼす影響についてさらなる懸念が生じている。</p> <p>そこで、洋上風力発電について、以下のとおり伺う。</p> <p>(1) 県の取組について、市はその概要と今後の方向性を把握しているか。</p> <p>(2) 市として漁業者に対する影響をどのように考え、どのように対応するのか。</p>		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（４）番 石田 和代志

以下のとおり通告します。

発言順	4	受領日時	令和3年5月17日 8時30分
項目1	：これからの農業振興について		
テロップ	：これからの農業振興について		
<p>宗像市の土地の約2割が田や畑などの農地である。農業は宗像市を支える重要な基幹産業であり、良好な農地の維持は自然環境の保全や防災・減災にもつながるなど、農産物供給以外の多面的機能も有することから、今後も積極的に推進していく必要があると考える。</p> <p>そこで、本市の農業振興について、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) 2020年農林業センサスの結果を踏まえ、5年前と比較しどのような変化があったのか。</p> <p>(2) 農業の在り方が、まちの生活環境、経済環境、自然環境等に与える影響について本市の見解は。また、課題等はどのように捉えているのか。</p> <p>(3) 農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の増加についての見解は。また、今後の対策は。</p> <p>(4) 平成28年に策定された前産業振興計画における農業分野のこれまでの達成状況をどう評価しているか。</p>			
項目2	：消防団員の減少について		
テロップ	：消防団員の減少について		
<p>昨今の集中豪雨などによる災害から地域住民を守るためにも、地域防災にとって消防団員の確保は急務と考える。消防庁では、退職報奨金の引上げなど団員確保に取り組んだ経緯はあるが、なお消防団員数は減少し続けている。国は、消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置の拡充などを行っているが、本市では、消防団員確保のためにどのような取組を行っているのか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（5）番 岩岡 良

以下のとおり通告します。

発言順	5	受領日時	令和3年5月25日 12時56分
項目1	脱コロナに向けたワクチン接種と側面支援について		
テロップ	ワクチン接種と側面支援について		
	<p>本年5月12日、福岡県においても通算3度目の緊急事態宣言が発出された。5月23日時点においては、新規陽性者数など、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す5つの指標のうち、4つの指標において、最も深刻とされるステージ4の基準を超える状況となった。</p> <p>特に医療の逼迫具合は深刻であり、県内で尽力されている医師からも、「新規陽性となった患者を受け入れる医療機関がないために、患者が命を落とされることも現実起きており、既に医療崩壊の渦中にある」という声を直接聞いている。</p> <p>この状況の抜本的な解決には、ワクチンの接種による集団免疫の獲得と、そのための環境整備が重要となってくる。そこで、本項目では、以下について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）7月末までの65歳以上の高齢者へのワクチン接種完了の見通しは。（2）65歳以下の対象者について、現時点でのワクチン接種のスケジュールは。（3）ワクチン接種に協力する医療機関等に対する支援は。		
項目2	市職員の人材育成について		
テロップ	市職員の人材育成について		
	<p>本年9月には国の新たな行政機関としてデジタル庁が発足予定であることを例にとってみても、今後の行政運営においては、今日までとは違った新しい価値観が求められるようになることは明らかであり、それに連動するように、地方自治体においてもこの新たな環境に対応すべく人材の育成が必須となってくる。そこで、本項目では、以下について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）今後の市職員の人材育成の方向性は。（2）民間企業・他自治体との連携状況は。		
項目3	市民に対する情報発信の強化を		
テロップ	市民に対する情報発信の強化を		
	<p>自治体が市民に向けて発信する情報は、行政施策の情報や社会生活に関わる情報など多岐にわたるが、近年においては突発的な大規模災害が多発していることを踏まえると、特に生命・財産に関わる情報発信の重要性は増してきている。情報発信の最大の目的は、市民が情報を正確に理解し、安心感あるいは危機感を抱くことによって市民自らがとるべき行動を促すことにある。また、今日においては、新型コロナウイルスの影響もあり、市民に発信すべき情報はさらに増え、改めて、自治体から市民に向けた情報発信の在り方が問われると考える。そこで、本項目では、以下について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）市民に対する情報伝達の現状をどのように捉えているか。（2）間接広報として、メディアを通じた情報伝達を行う可能性は。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（8）番 笠井 香奈枝

以下のとおり通告します。

発言順	6	受領日時	令和3年5月25日 13時51分
項目1	: コロナ禍での災害対策について		
テロップ	: コロナ禍での災害対策について		
<p>新型コロナウイルス感染症が流行中であっても、昨年的大型台風のように避難が必要な規模の災害は起こり得るため、感染症対策を踏まえた災害時における避難行動の周知等の対策が重要である。昨年の9月議会の一般質問でもこのテーマで質問をしたが、その後、台風10号対応で避難所が開設され、多数の市民が避難したこともあり、市民から様々な意見や要望を聞いた。</p> <p>コロナ禍であっても、市民が安心して避難行動が取れるよう、以下の質問をする。</p> <p>(1) コロナ禍では3密回避のため、各避難所の受入人数が少なくなっていると考えますが、昨年の台風10号のときには、ほぼ満員となった避難所もあると聞く。</p> <p>①受入人数を超えた後に、避難所に来た市民にはどのような対応をするのか。</p> <p>②各避難所において受入人数を超えた場合、どのようにして市民に知らせるのか。</p> <p>(2) コロナ禍では分散避難を呼びかけているが、避難が長引いた際の在宅避難、その他知人宅への避難など、避難所への避難を選ばなかった市民をどのように把握するのか。</p> <p>(3) 避難所では床からの感染リスクがあり、対策が必要だと言われている。市として考えている対策は。</p> <p>(4) 自主避難をするとき、避難所に持って行くものは何か。</p> <p>(5) 昨年配布された「宗像市防災マップ」には感染症対策の記述がない。また、今年5月に災害対策基本法が改正され、「避難情報に関するガイドライン」が改定された。避難勧告等の考え方が変更されているので、新たにパンフレット等を作成するべきではないか。</p> <p>(6) 学校では、防災や災害時の避難についてどのような取組をしているか。</p>			
項目2	: ヤングケアラーの早急な支援を		
テロップ	: ヤングケアラーの早急な支援を		
<p>昨年度、厚生労働省と文部科学省が全国規模でヤングケアラーの実態調査を初めて行った。</p> <p>ヤングケアラーとは、ケアを必要とする家族の介護やきょうだいの世話などを行っている18歳未満の子どもを指す。手伝いの範囲を超えたケアのため、遅刻や不登校、学力不振など学校生活にも様々な影響が出ており、関係者から公的支援の要望が出されている。</p> <p>調査結果を見ると、中学2年生のおよそ17人に1人、高校2年生のおよそ24人に1人が「世話をする家族がいる」と回答した。</p> <p>子どもたちが健やかに育つために、ヤングケアラーを早期に把握し、支援に繋げていく必要があると考え、以下の質問をする。</p> <p>(1) 宗像市内におけるヤングケアラーの実態を把握しているか。</p> <p>(2) ヤングケアラーに対して、市としてどのような支援を考えているか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（9）番 小林 栄二

以下のとおり通告します。

発言順	7	受領日時	令和3年5月27日 9時39分
項目1	稼ぐ力の強化で希望の光を		
テロップ	稼ぐ力の強化で希望の光を		
<p>新型コロナウイルス感染症が拡大し始めて1年以上が経過している。この間、緊急事態宣言の発出と解除が繰り返され、宣言発出のたびに不要不急の外出の自粛や飲食店等への休業、時短営業等が要請されてきた。これは、市内事業者にとって大きな打撃であり、一体いつまでこの状況が続くのか、不安に思っている事業者も多数存在すると考えられる。</p> <p>今まで、市は小規模事業者緊急支援金の交付、プレミアム付商品券の発行やクラウドファンディングを活用した「宗像を元気にしタイ！券」の発行などの支援に取り組んでいるが、こうした状況を打破し、将来に希望を持つためには、本市の稼ぐ力が重要であると感じている。そのために、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、今までの支援策に加えて、宿泊税交付金等を活用して市外から観光客を呼び込み、市内での宿泊や消費を通して市外からの資金を獲得することが必要と考え、以下の質問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）「宗像をもっと元気にしタイ！券」の発行実績は。（2）昨年度の宿泊税交付金の活用状況は。（3）今年度の宿泊税交付金の使途は。			
項目2	ため池の適正管理と防災について		
テロップ	ため池の適正管理と防災について		
<p>近年の豪雨等により全国的に多くのため池が被災し、甚大な被害が発生した。これを受け、国は平成31年4月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律、令和2年6月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「ため池特措法」とする。）を公布し、既に施行されている。</p> <p>農業用ため池は農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、西日本地域を中心に多く築造され、農業の発展に重要な役割を担ってきたが、適正な維持管理を行わないと災害時の決壊などにつながる懸念される。</p> <p>また、本市においては、今年度から農業・農村の持つ多面的機能を防災面でも活用するための田んぼダムの調査・研究が行われるという。</p> <p>そこで、ため池と田んぼダムに関して、以下の質問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）ため池特措法における防災重点農業用ため池の定義は。また、市内に幾つあるのか。（2）ため池特措法における市の役割は。（3）今後、少子高齢化による管理組織の弱体化、世代交代による権利関係の複雑化などが原因で、ため池の日常的な維持管理が適正に行われなくなることが懸念されるが、市としてどのような取組が検討できるか。（4）ため池ハザードマップの概要と配布の進捗状況は。（5）田んぼダムに関する取組の今後のスケジュールは。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（13）番 岡本 陽子

以下のとおり通告します。

発言順	8	受領日時	令和3年5月28日 13時21分
項目1	医療的ケア児、家族に適切な支援を		
テロップ	医療的ケア児に適切な支援を		
	<p>医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことである。</p> <p>令和3年3月に示された「第2期宗像市障がい児福祉計画」において「医療的ケアを必要とする子どもやその家族が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置を行うなど、課題改善に向けて取り組みます。」と示されている。</p> <p>そこで、本市の医療的ケア児及び家族の支援体制について問う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）本市の医療的ケア児の現状と、支援体制の課題は。（2）在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金の交付を行う必要があるのではないか。（3）医療的ケア児の支援に向けて、「保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」とあるが具体的な連携の内容は。（4）医療的ケア児等に対するコーディネーターの設置時期、設置場所とその役割は。		
項目2	障がい者紙おむつ支給に対する見直しを		
テロップ	障がい者紙おむつ支給の見直しを		
	<p>重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるために、日常生活用具の給付が実施されている。そのうち、排泄管理支援用具の中の紙おむつ等に関して支援対象を拡大できないか。</p>		
項目3	市内小中学校教職員が働きやすい環境整備を		
テロップ	教職員が働きやすい環境整備を		
	<p>本市は、「教育」は人づくりの基本であり、魅力ある「まちづくり」の礎として取り組んでいる。一方で、ベテラン教員の大量退職に伴う若年層教員の増加や、配慮を要する子どもたちの増加により、教職員の抱える課題は年々多岐にわたっている。このような課題を解決していくために、教職員の支援体制を一層充実していく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）2020年1月8日付の西日本新聞に、新任の学校教諭が依願退職するケースが増えているとの文部科学省による調査の記事がある。またそこには、「新任教諭に対する支援の必要性は認識している」と福岡市教育委員会のコメントが掲載されている。本市における新任教員、若年層教員の支援体制はどうなっているか。（2）学校とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、発達支援センター、児童相談所、警察との連携状況は。（3）スクールサポーターの存在や役割について、教職員全体に認識が浸透しているか。（4）各学園に配置されている学園コーディネーターは、長年にわたり宗像の教育に携わり、児童・生徒・保護者・外部機関等との連携などの経験豊かな人材が採用されている。その経験を生かしていただくためにも、学園コーディネーターの職務の中に、新たに外部機関との連携を加えることはできないか。（5）宗像市立学校教職員働き方改革取組指針の策定がなされているが、具体的な成果と課題は。		

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（10）番 吉田 剛

以下のとおり通告します。

発言順	9	受領日時	令和3年5月28日 15時35分
項目1	宗像ならではのグローバル人材育成は		
テロップ	宗像のグローバル人材育成は		
<p>世界的なグローバル化の進展と経済・社会等の急激な変化に伴い、2010年に文部科学省と経済産業省が共同で事務局を務めた「産学人材育成パートナーシップグローバル人材育成委員会」による報告書において、グローバル人材の確保・育成が日本の最大の課題と指摘された。それを受け、国は2011年に産官連携によるグローバル人材育成推進会議による「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」、2012年にはグローバル人材育成推進会議による「グローバル人材育成戦略」をまとめた。</p> <p>その後、企業でもグローバル人材育成が実践され、教育分野においても2013年に文部科学省による「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」が策定されたほか、大学では国際化に向けた独自のプログラムなどが取り入れられ、産学官によるグローバル人材育成に向けた取組が進められてきた。</p> <p>本市においては、日本創生会議により「これからの地方都市は、若者にとっていかに魅力のある地域であるかが重要であり、そのための魅力づくりが必要であると指摘」されていることから、「社会経済情勢の変化や日本国内の動き、そして地方都市を取り巻く環境などを踏まえ、本市がグローバル人材育成に取り組むことは必須であり、また、急務である」として、2015年宗像市グローバル人材育成プランが策定され、第2次宗像市総合計画において「グローバル人材の育成と国際交流の推進」を施策に掲げて推進し、2020年には第2期宗像市グローバル人材育成プランが策定された。この間、他市にない挑戦的な取組のため、事業を実施しながら効果検証や展開の検討を行ってきたが、多くの事業や関連部署と連携をするためか、子ども育成課内にグローバル人材育成係という専門部署がある割には、独自性が薄れていったように感じる。</p> <p>グローバル化がますます加速するなか、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済情勢や人々の価値観は大きく変化している。この状況下で改めて、育成したいグローバル人材とは何かを確認し、宗像の教育と子育てはどこを目指すのかを明らかにするために、以下の質問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）宗像市グローバル人材育成プランの総括は。（2）第2期宗像市グローバル人材育成プランの進捗状況と課題、今後の方向性は。（3）本市の教育と子育て施策において、グローバル人材育成の位置づけは。（4）ニュージーランドへの少年少女海外派遣研修を中止した経緯と理由、その影響は。（5）グローバル人材育成プログラム「カナダ研修」を中止した経緯と理由、その影響は。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議員 様

宗像市議会議員（18）番 石松 和敏

以下のとおり通告します。

発言順	10	受領日時	令和3年5月31日 9時27分
項目1	空き家等対策の具体的な取組を		
テロップ	空き家等対策の具体的な取組を		
<p>本市においては、平成24年1月施行の「宗像市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、適正に管理されていない空き家等の実態調査、助言又は指導、勧告等を行ってきた。ところが、国は平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を施行したために、同年6月に本市の条例を廃止し、法に基づき、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的に、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、「宗像市空家等対策計画」を策定（平成29年3月）した。</p> <p>（1）空き家等の増加による周辺住民への深刻な影響について</p> <p>①周辺住民への深刻な影響をどのように認識し、対応しているのか、市の見解を伺う。</p> <p>②法第2条第2項にある「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家等」と定義されている「特定空家等」の認定をしない限り抜本的な対策を実施しないのか、市の見解を伺う。</p> <p>（2）特定空家等に対する認定及び措置等について</p> <p>①同計画の中で、著しく老朽化した危険な空き家等について「防災、防犯、安全、環境、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、（中略）法に基づき必要な措置を行います。」とある。しかし、特定空家等の認定自体に大きな障壁があると考え、市の見解を伺う。</p> <p>②ある報道によると、国土交通省は、損傷が小さな空き家の所有者に対し、改修や撤去指示など法的手続きを進めやすくする。直ちに倒壊の危険がない物件は、自治体が対応に乗り出すかどうか判断に迷うケースが多い。空き家は人口減少を背景に増え続けており、老朽化が進む前に対策を打てるようにするため、法に基づく指針（ガイドライン）を6月に改正する。</p> <p>改正案は「倒壊などが予見される状態」も追加。具体的には、基礎の損傷に伴う建物の小さな傾き、すぐに脱落の恐れはないものの外壁材に浮きや亀裂があるといったケースを例示している。ごみの放置は、近隣住民の生活に支障が出ていなくても、悪臭やネズミなどが発生する恐れがある場合は、特定空き家に該当する可能性があるとしている。そこで、今回の法に基づく指針改正に対する市の見解を伺う。</p> <p>（3）法の規定を補完する市の条例制定について</p> <p>①法は特定空家等について、助言・指導、勧告、命令を経た上で、最終的に行政代執行という措置を取ることを原則としている。例外的に略式代執行が可能な場合でも、事前手続である公告から代執行に至るまでには1か月程度の期間が必要であり、危険を除去するため緊急的に対応する必要がある場合、法14条に基づく措置では対応が難しいことがある。そこで、緊急安全措置（即時強制）を規定した市独自の条例を制定すべきと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>②緊急安全措置（即時強制）については、その費用を誰が負担するかについても、条例の定めによることになる。本市においては尾道市や香取市などの条例に倣って、所有者等に請求できる規定にすべきと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>（4）立地適正化計画に定める居住誘導区域外にある管理不全な空き家の撤去を促す補助制度について</p> <p>①市は空家等対策計画の対象地区を宗像市全域としているが、一方で、本補助制度の対象を居住誘導区域外に限定しており、整合性がないと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>②老朽空き家等除却促進事業は、新たに創設された補助事業だが、申請期間や対象件数、補助対象家屋、補助対象者（申請者）、補助額並びに申請手続はどのような内容か伺う。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（2）番 石松 修

以下のとおり通告します。

発言順	1 1	受領日時	令和2年5月31日 9時36分
項目1	キャッシュレス決済の導入について		
テロップ	キャッシュレス決済導入について		
<p>政府は2025年（令和7年）6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指している。また、厚生労働省が推奨する「新しい生活様式」の実践例としても「電子決済の利用」が挙げられており、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のひとつとしても注目を集めている。</p> <p>また、自治体窓口や公共施設へのキャッシュレス決済の導入は、住民サービス向上、窓口の事務効率化、さらには、国の推進する行政のデジタル化にもつながると考えられる。キャッシュレス化が進んでいる自治体においては、自治体のキャッシュレス化を自治体の方針として掲げ、積極的に取り組んでいることが多いと感じる。</p> <p>本市は、令和元年7月にキャッシュレス決済の導入・利用促進のため「宗像キャッシュレス実感2Days」を開催した。その際に行われたキャッシュレス決済事業者とのパートナー協定締結式において、市長は「宗像が先んじて地域のキャッシュレス化に取り組みたい」と述べられたが、その後の状況について伺う。</p> <p>（1）市内事業者のキャッシュレス決済導入状況は。</p> <p>（2）市の窓口や事業等におけるキャッシュレス決済導入状況及び今後の計画は。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（6）番 上野 崇之

以下のとおり通告します。

発言順	1 2	受領日時	令和3年5月31日 10時27分
項目1	: 想いと課題を伝え、持続可能な社会につなぐ教育を		
テロップ	: 持続可能な社会につなぐ教育を		
<p>2017年3月に改訂された現行の小・中学校学習指導要領は、新たに設けられた前文において「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」が、これからの学校に求められることとしている。そして、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」としている。</p> <p>この学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から実施されているが、この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市でも様々な行事や体験活動が見直しや中止を余儀なくされている。そして、これらの機会の減少により、児童生徒にとってのみならず、学校との連携・協働が期待される地域住民や団体にとっても、活動を通じてお互いに想いや課題を伝えていくことが難しくなり、つないできた伝統や人材育成などに負の影響が生じていることが懸念される。</p> <p>以上の新たな教育理念と現状との溝を埋めていく取組が必要との意識から、以下質問する。</p> <p>(1) 「宗像市学校教育基本計画」について</p> <p>①現行の学習指導要領にどのように対応しているか。</p> <p>②学校と社会の連携・協働に対する、新型コロナウイルス感染症の影響は。</p> <p>(2) 世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」について</p> <p>①ふるさと学習のこれまでの取組と評価、課題は。</p> <p>②海の道むなかた館での体験学習など、授業の一環で行われている活動の現状は。</p> <p>③2022年度の「世界遺産登録5周年」に向けて、どのような取組を検討しているか。</p>			
項目2	: 「色のバリアフリー」化について		
テロップ	: 「色のバリアフリー」化について		
<p>特定の色が見えにくかったり、組み合わせた色が見分けにくかったりする「先天性色覚異常」のある人は、日本では男性で約5%（20人に1人）、女性で約0.2%（500人に1人）いるとされている。実際の社会生活においては、一部の色が区別しにくいだけで生活に支障がないとの話もあるが、黒板のチョークの色が見えにくい、募集採用に影響する職種がある、「異常」という言葉で誤解を受ける、などの問題があるといわれている。</p> <p>そうした問題に対して近年、「色覚多様性」という捉え方が提唱され、白内障や緑内障など、より多くの人々が利用しやすい配色に対応した製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供する「カラーユニバーサルデザイン」が広がりを見せている。本市においても、今後それらを実装していくことが望ましい一方で、現状においては、個々人の色覚特性に応じて合理的配慮を提供する「色のバリアフリー」化の事例を研究し、普及していくことも重要と考える。そこで以下、質問する。</p> <p>(1) カラーユニバーサルデザインに対する、市の見解は。</p> <p>(2) 学校現場における「色のバリアフリー」化について</p> <p>①市として、「先天性色覚異常」のある児童生徒を把握し、配慮することができているか。</p> <p>②カラーユニバーサルデザイン認証を受けている「色覚チョーク」の利用を検討してはどうか。</p> <p>③色覚特性に応じた補正機能のある器具・機器の利用・導入について、どう考えるか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（16）番 福田 昭彦

以下のとおり通告します。

発言順	13	受領日時	令和3年5月31日 11時7分
項目1	日の里地区へのオンデマンドバスの導入について		
テロップ	オンデマンドバスの導入について		
<p>西鉄バスは本年3月31日をもって日の里地区から営業を撤退した。その代替公共交通機関として3月1日からオンデマンドバスが導入され、約3か月が経過した。</p> <p>近年は宗像市においても高齢化が進み、自家用車を持たない高齢者にとって公共交通の役割は一層大きくなっている。その一方で、高齢者だけでなく様々な利用者のニーズに対応し、必要なサービスを的確に提供する柔軟性も求められており、市と地域住民が一体となって、より使いやすく持続可能な公共交通を実現することが期待されている。その点において、オンデマンドバスは多様なサービスを提供できる柔軟性に優れた交通手段であり、住民の期待も高い。</p> <p>また、日の里地区の実証実験の結果次第では、日の里地区以外へのオンデマンドバスの導入も検討されるであろうが、各地区の特性があるため、地域の状況をよく見極め、既存の公共交通との棲み分けも十分配慮したうえで導入する必要があると考えられる。</p> <p>そこで、市に以下のとおり質問する。</p> <p>(1) オンデマンドバス導入後、3か月間の利用状況は。特に西鉄バス撤退後の4月と5月の利用状況はどうか。</p> <p>(2) 3か月間の利用状況をどのように分析しているか。また課題は。</p> <p>(3) 宗像市におけるオンデマンドバスの将来展望は。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（1）番 川内 亮

以下のとおり通告します。

発言順	14	受領日時	令和3年5月31日 15時28分
項目1	: 新型コロナワクチン接種について		
テロップ	: 新型コロナワクチン接種について		
新型コロナワクチン接種について、以下の質問を行う。			
(1) 予約を取るのが困難な高齢者がどの程度いるか、把握はできているのか。また、そのような高齢者への予約支援は考えているか。			
(2) 車を持たない高齢者など交通困難者に対し、タクシー運賃の補助などの支援は考えているか。			
(3) ワクチン接種に関わる職員の負担について			
①ワクチン接種に関わる主な職員の4・5月の残業時間は。			
②新型コロナウイルス感染症対策本部長である市長をはじめ、ワクチン接種に関わる職員の優先接種は考えているか。			
項目2	: GIGAスクールについて		
テロップ	: GIGAスクールについて		
GIGAスクールについて、以下の質問を行う。			
(1) 小学校低学年における、タブレット端末を活用したデジタル教育の方針と今後の課題は。			
(2) タブレット端末を活用した教育について、教員や児童、保護者からの意見は把握しているか。			
項目3	: 行政サービスの向上について		
テロップ	: 行政サービスの向上について		
行政サービスの向上のために、以下の質問を行う。			
(1) 市民に届けられる文書の一部において、年号がいまだに「平成」のままとなっている事例があったと聞いている。			
①このほかにも年号が「平成」のまま使用されている公文書はあるか。			
②公文書における年号表記のあり方について見解を伺う。			
(2) 高額療養費支給申請について			
①令和2年度の高額療養費支給対象者の総数と未申請者数は。			
②「高額療養費支給申請のお知らせ」に添付される文書には、「領収書がすべてそろわない場合は、支給予定額をお支払いできないことがあります。」と記載されている。実際に支給予定額が支払われなかった事例はあるか。			
③高額療養費支給申請には「領収書原本」が必要とされているが、領収書がなくても手続できないのか。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（7）番 井浦 潤也

以下のとおり通告します。

発言順	15	受領日時	令和3年6月1日 8時30分
項目1	宗像市の未来の姿は		
テロップ	宗像市の未来の姿は		
<p>わが国では、人口減少時代に突入し、人口減少や少子高齢化に伴う諸問題に対して総合的な対応が求められている。このことは、特に地方自治体において急激に進行することが予想され、基礎自治体である市町村の都市経営や行政経営に大きな影響が懸念される。そこで、本市では「都市再生の推進」を市政運営の重点ポイントとして掲げ、都市再生にかかる具体的な取組のうち、日の里地区と自由ヶ丘地区を中心に計画を進めてきた。今年度は、平成27年に策定した都市再生基本方針の見直しがあり、日の里・自由ヶ丘地区のビジョンの策定、自由ヶ丘地区でのワークショップや実証実験、日の里1丁目の方向性の検討等盛りだくさんであるが、このことを踏まえ本市の都市再生の考え方について伺う。</p> <p>(1) 都市再生の全体像について</p> <p>①日の里・自由ヶ丘地区の2大団地の再生が、市全体のまちづくりにどのようにつながっていき、将来の宗像はどのような姿になるか、市の見解を伺う。</p> <p>②今年度、都市再生基本方針の見直しを計画しているが、日の里地区等の現状を踏まえて、計画の期間、将来の目標、具体的な取組はどのようなものを想定しているか。</p> <p>(2) 立地適正化計画で掲げる「多極連携の集約型都市構造」の実現に向けた戦略と具体的なスケジュールについて</p> <p>①防災まちづくりの観点から、赤間駅周辺の拠点整備について市の見解を伺う。</p> <p>②立地適正化計画の変更を行う予定はあるか。</p> <p>③第2次都市計画マスタープランの中間評価等を踏まえ、次期の見直しに向けて、現在取り組んでいることはあるか。また、今後のスケジュールは。</p>			
項目2	通学路の安全な環境を目指して		
テロップ	通学路の安全な環境を目指して		
<p>近年、通学中の児童生徒や高齢者が犠牲となる事故が多発しており、安全に歩行できる歩道の確保が必要であると考え。歩道の用地が確保できない場所では、路側帯のカラー化などの対策を行うことで一定の効果があると考え、万全であるとは言い難い。そこで、今後の歩道環境整備について伺う。</p> <p>(1) 歩道整備ができない通学路の対策は。</p> <p>(2) 歩道整備ができない箇所において、安全な通行を確保するため、ハンプの活用を検討できないか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（17）番 新留 久味子

以下のとおり通告します。

発言順	16	受領日時	令和3年6月1日 9時22分
項目1	: コロナ禍での本市の「生理の貧困」対策を求める		
テロップ	: 「生理の貧困」対策を求める		
<p>コロナ禍での経済的困窮で、女性が生理用品を買えなくなる「生理の貧困」が社会問題となっている。今年3月4日、20代でつくる「#みんなの生理」が公表したオンラインアンケートでは、5人に1人の若者が「金銭的理由で生理用品を買うのに苦労した」と答えている。こうした声を受け、全国の自治体で生理用品の無料配布の取組が広がっている。内閣府男女共同参画局の調査では255の自治体（5月19日時点）が取り組んでいることが明らかになっている。こうした動きを受け、本市でも次のような対策を検討してはどうか。</p> <p>(1) 市内の小中学校の女子トイレに返却不要の生理用品を設置できないか。</p> <p>(2) 経済的に困難な状況にある市民への生理用品の無料配布を検討できないか。</p> <p>(3) 市民に不要になった生理用品を寄付してもらうための仕組みづくりとして、市役所や各地区コミュニティ・センターに回収ボックスを設置できないか。</p>			
項目2	: 安心安全な特別支援学校の設置を		
テロップ	: 安心安全な特別支援学校の設置を		
<p>特別支援学校を設置するにあたっては、何より子ども達にとって安心安全な学校でなければならない。しかし、福岡教育大学内に設置することになっている特別支援学校について、いくつかの懸念が浮上している。そこで以下の3点について伺う。</p> <p>(1) 福岡教育大学内の特別支援学校建設予定地では、埋蔵文化財発掘調査が令和2年8月から9月にかけて行われた。この調査結果の内容はどのようなものだったのか。</p> <p>(2) 福岡教育大学のキャンパス・マスタープランには「城山中間部に土石流特別警戒区域、山裾から県道までキャンパスの大半が土石流警戒区域となっている」と掲載されている。予定地からの避難道路も警戒区域に入っているが、こうした状況にある大学の敷地内に特別支援学校を建てることを国はなぜ認めたのか、そのことについて市はどのような説明を受けているか伺う。</p> <p>(3) 福岡教育大学のキャンパス・マスタープランでは、今回の学校建設予定地周辺は、将来用地としてのオープンスペースと位置付けられ、予定地そのものは、「主要な緑地エリア」とし「保存緑地」となっている。このキャンパス・マスタープランとの整合性を市はどのように考えているのか。</p>			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（19）番 末吉 孝

以下のとおり通告します。

発言順	17	受領日時	令和3年6月1日 12時21分
項目1	：新型コロナから市民の命と健康を守るために		
テロップ	：新型コロナから市民を守るために		
(1) PCR検査の拡充について			
①5月に開始されたPCR検査の拡充について、介護施設、障がい者施設の従事者に対する11回の検査実施と、陽性者発生地の施設従事者（介護施設、障がい者施設、保育施設）の臨時的な検査を行うものとなっている。定期的な検査については、ワクチン接種終了までの間という条件で、保育施設職員、義務教育学校教職員、学童保育指導員に拡大できないか。			
②学校や施設等から陽性者が出た場合、保護者への連絡やPCR検査の実施など対応方針についてのマニュアルを整備すべきではないか。			
③第4波においては、5月だけでも100人近くが陽性者となり1月の123人に次いで多くなっている。一部にクラスターの発生があるものの、家庭内感染のケースが増えている。そこで無症状感染者による家庭内感染の拡大を防止する観点から、市域外からの帰宅者（JR利用者、マイカー利用者）を対象に、「お帰りなさいPCR検査」と銘打って無料PCR検査所をJR駅や国道3号バイパス沿線に設置できないか。			
(2) ワクチン接種について			
①75歳以上の予約実績とワクチン接種実績は。			
②5月20日からの予約で改善された点は何か。また、さらなる改善策はあるか。			
③集団接種と個別接種が実施される中で、集団接種規模の拡大を図るべきではないか。			
④接種体制の拡大を図るためには、接種従事者を増やすことが必要と考えるが、市の見解は。			
⑤65歳未満の接種対象者はさらに多くなるが、接種方法については年齢別や地域別など柔軟に検討してはどうか。			
⑥高齢者施設や障がい者施設、保育園、幼稚園、義務教育学校、学童保育施設などの従事者については、クラスター防止の観点からも早期に接種できるように計画すべきではないか。			
⑦集団接種会場で余ったワクチンについては、感染リスクの高い事業所の従事者の接種に活用できないか。			
⑧外出困難高齢者や障がい者などへの巡回訪問接種はどのように行うのか。			
(3) コロナ禍の中で市民への支援とケアについて			
①陽性者や濃厚接触者として自宅待機を余儀なくされている市民に対して、どのような支援を行っているか。			
②コロナ禍の中で多くの市民が精神的な負担を抱えており、それは年齢、職業に関わらず多様なものとなっている。市民のメンタルケアについてどのように実施しているのか。			
(4) 事業者への経営支援について			
①市内の小規模事業者の経営は昨年よりもっと厳しくなっている。小規模事業者に対する2回目の支援金の支給を考えてはどうか。			
項目2	：緊急事態宣言下の公共施設利用について		
テロップ	：緊急事態宣言下の公共施設利用は		
(1) 緊急事態宣言の期間中における、本市の公共施設利用の方針は。			
(2) 既に施設を予約済みの市民・団体に利用を許可している根拠は何か。			

※通告書の文字は明朝体11pt、概ね1枚を目安としてください。